

平成 27 年深谷市議会

第 4 回定例会

議案 2

# 目 次

議案第83号 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例	1 頁
別紙 意見書	6 頁

## 議案第 8 3 号

花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出について、賛成または反対の市民の意志を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第 2 条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(1) 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出に「賛成」

(2) 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出に「反対」

(住民投票の執行)

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を深谷市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第 4 条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して 9 0 日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の 4 0 日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する深谷市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において本市の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、投票日において法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

(投票の方式)

第7条 住民投票は一人一票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れる方法により投票するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、政令で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、政令で定めるところに

より、点字投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第7条の2 前条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定めるものとする。

(投票所における投票及び期日前投票)

第8条 投票人は、投票日の当日自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿またはその抄本の対照を経なければ、投票をすることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人自らが投票所へ行くことが出来ないときは、法第48条の2の規定により期日前投票を行うことができるものとする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出に関する市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、花園イン

ターチェンジ拠点整備プロジェクト及び市費の支出についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意志が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の例による。

(結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けた時は、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

平成 27 年 12 月 8 日 提出

深谷市長 小 島 進

提案理由

平成 27 年 12 月 3 日に地方自治法第 74 条第 1 項の規定による  
条例の制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、別紙  
のとおり意見を付けて、この案を提出するものであります。

## 別 紙

### 意 見 書

このたびの直接請求は、署名数が法定数を超え、9,693人あったことは、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトに対し、多くの方に関心を寄せていただく契機となったものと理解しています。

直接請求制度は、地方議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があります。

また、住民投票を行うにあたっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要と考えられます。

こうした制度の趣旨に照らして、住民投票の実施については、個々にその内容を十分に検討することが求められます。

直接請求の内容について、市長は議会に提案するにあたり、意見を付すこととされています。1. 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトにかかる市の基本的な考え方 2. 住民投票条例の内容に関する疑問点及び問題点の2点についての私の意見は、次のとおりでございます。

#### 1. 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトにかかる市の基本的な考え方について

まず、はじめに、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトにかかる市の基本的な考え方について意見を申し述べます。

本プロジェクトの開発地につきましては、従前からご説明申し上げているとおり、花園インターチェンジから一般国道140号バイパスを熊谷方面に1.5キロメートルほど、行ったところの約28ヘクタールの土地でございます。

ここに、アウトレットモールを誘致し、その隣接地で、「公共ゾ



ーン」として、農業や観光をPRできるような施策を展開してまいります。

アウトレットモールを運営する事業者につきましては、昨年度公募を行い、御殿場や佐野など人気の高い「プレミアム・アウトレット」を運営している、三菱地所・サイモン株式会社を優先協議者に選定し、本契約に向けて交渉を進めております。

また、「公共ゾーン」における事業展開につきましては、当該地を「深谷テラス」と名付け、事業展開していただく民間事業者の公募を進めているところでございます。

次に、このプロジェクトの目的でございますが、まず、「農業と観光の振興」でございます。

深谷市は、全国でも有数の農業生産地です。しかし、素晴らしい生産物に比べると、その知名度、ブランド力はもっとあってしかるべきだと考えております。観光につきましても、個々の素晴らしい施設、景観など他に誇れるものはたくさんございますが、観光地としての知名度は低いと考えております。

深谷の農業をもっと元気に、そして、深谷の良いところをもっと、たくさんの方々に見ていただきたいと考えております。この思いから本プロジェクトを立ち上げた次第でございます。

また、花園インターチェンジを、県北、秩父地域の玄関口、経済の結節点としてとらえ、県北及び観光地として知名度の高い秩父地域とも連携しながら、広域的な発展を目指してまいりたいと考えております。

そして、2つ目の目的が、「自主財源の確保」でございます。

深谷市は、自主財源が少なく、税収比率につきましては、県内40市中で3番目に低い状況であり、国や県の財源に頼っている状況です。また、歳出につきましては、扶助費等の義務的経費が増加する傾向が続いており、人口減少、少子高齢化の影響によりこのような状況はより一層強まることが予想されます。

このプロジェクトを通して、将来にわたり安定した財政運営のた

めの継続的な自主財源の確保と、自立性の向上を図ってまいりたいと考えております。

そして、3つ目の目的が、「雇用機会の創出」です。民間事業者の進出に伴い、1,500人規模の新規雇用が生まれます。雇用機会の創出では、特に女性の働く場の確保に貢献することで、人口流出の抑制や、子育て世代などの新たな転入、定住にも期待することができます。

続いて、このプロジェクトの収支について、ご説明します。

まず、費用につきましては、土地造成や一部用地取得、周辺道路整備、新駅建設費用などにより、市が投資する概算事業費は、約50億円を予定しております。

なお、この投資に対しましては、合併特例債の活用も考慮し、市民の皆さまの生活に直結する一般財源への影響を最小限とし、教育や福祉など、その他の事業への影響を与えないように資金調達を行ってまいります。

また、地代につきましては、競争性の高い公募を実施したことで、市が設定した基準地代を大幅に上回る金額を三菱地所・サイモン株式会社からご提案いただいております。

さらに、三菱地所・サイモン株式会社から、ご提案いただいた施設計画についても、市の当初の想定を超える規模の施設であったことから、それに対する固定資産税などの収入も想定を超えるものとなっております。

先に述べた、約50億円の投資金額につきましては、事業者から支払われる地代や、固定資産税などの収入により、アウトレットモール運営開始後、約7年で回収できる見込みでございます。

さらに、長期の収支計画として、アウトレットモール運営開始から20年間では、約130億円の黒字を見込んでおり、黒字部分は人口減少や少子高齢化など社会情勢に応じた市の施策・事業に充てたいと考えております。

続いて、本プロジェクトを市が主導で行う意義について、ご説明

します。

本プロジェクトは市が主導することで、市内商店との競合が少ないアウトレットモールを誘致し、また、周辺道路や新駅を整備することで、地域経済や周辺環境に配慮した開発計画を実現することができます。

また、本開発エリアは集団的な農地であるため、民間事業者による単独開発は非常に困難な土地でございます。本プロジェクトは、農業や観光といった産業施策を展開する事業者を誘致する積極的な企業誘致であり、全国の地方自治体で展開されている工業団地造成事業に類似した手法でございます。

さらに、市が主導で行うことにより、20年後、30年後の社会情勢の変化に対応した市民の利益となる土地活用を市の責任において図ることも可能となります。

## 2. 住民投票条例の疑問点及び問題点について

次に、本住民投票条例の内容につきまして意見を申し述べます。

第1条には、「賛成または反対の市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」とあります。

そもそも、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトは、議会制民主主義に基づき議会における調査・検討が行われ、市は議会の決定を踏まえ、市民に情報提供を行い、市の方針に対して理解を求めながら進めています。

しかしながら、同条によれば住民投票をしない限り市政は民主的でなく、健全な運営を図っていないと述べたに等しいこととなります。この条文は議会制民主主義にのっとり適正な手続きにより正当に進められてきた本事業の取り組みの実態と矛盾するものであります。

第2条において、住民投票の選択肢として、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出について、複数

の選択肢を示すことなく、単に賛否を問うものとなっております。

これまでの住民投票実施に向けた運動の中では、アウトレットモール誘致には賛成する一方で、市費の支出に反対であるとの意見の基に進められてきていると認識しており、本条例の内容と住民投票実施に向けた運動の中での主張に不整合があるように思われます。

この投票方法では、「反対」として投じられた投票について、そもそも本プロジェクトに反対であるのか、本プロジェクトには賛成であるが、市費の支出に反対であるのか判別ができません。

したがって、本条例による住民投票では、本プロジェクトに対する市民の多様な意思の把握が困難であり、その投票結果をもって本プロジェクトの可否を判断することは非常に困難となります。

また、この条例には、住民投票の成立要件として、投票率に関する規定が定められていません。

住民投票につきましても、代表民主制を基本とする地方自治制度を補完する手法と認識しております。第1条において「市民の意思を明らかにする」とし、第14条で「住民投票の結果を尊重しなければならない」としていることから、どれだけの市民の投票行動を得て市民の声を聴き、また、市民の意思を明らかにしたと考えるのか、住民投票の投票率が、あらかじめ定めた水準を上回るものでない限り、投票結果を真の民意として尊重することには、大きな矛盾があると考えます。

第10条には、「市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出に関する市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない」としています。

花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトについては、先に述べましたように現在の地方自治法で定められている市と議会の権限と役割の中で、決まったこと、公にできることについては、可能な限り情報提供に努めてまいりました。また、市民の皆さまへの情報提供についても同様であり、広報ふかやをはじめ市ホームページや

市長と語る集いなど、様々な媒体や機会を通じて情報提供に努めてまいりました。

よって、本条例の制定如何を問わず、今後につきましても議会や市民の皆さんへの情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、市役所は総合行政でございますので、子育て・教育・福祉・基盤整備どれをとりましても市の行うべき大切な事業であると考えております。

市が20年後、30年後の将来を見据えたまちづくりを行うことは、現在の地方自治体が直面している課題に真に向き合うことであり、将来にわたり持続可能な市政運営を行う上で必要不可欠であると考えております。

この度、「条例制定の請求がなされた」という事実を謙虚に受け止めておりますが、将来にわたり持続可能な市政運営を担保するべく、「農業と観光の振興」や「自主財源の確保」と「雇用機会の創出」という命題に向け、引き続き、地方創生の大黒柱である本プロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトにつきましては、直接選挙で選ばれた住民の代表者からなる議会において、様々な見地にに基づき、これまで十分な調査、検討が行われている経緯がございます。

また、住民投票を行うにあたっては、相当な経費を市費から支出することや市民の皆さまに時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。

以上のことから、「花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例」を制定して住民投票を実施する必要はないと考えており、本条例に反対するものです。

議員各位におかれましては、この住民投票条例について厳正なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。